尼崎市
監査勧告拒否

市民オンブズ尼崎　丸尾　牧

政務活動費広報紙代について争う

政活費　広報紙代一部違法確定

2016年度分会派広報紙

顔写真、名前、プロフィール等を大きく掲載

大阪高裁判決①　一般質問等市政報告と一体の名前、顔写真等はOK

判決②　このような場合以外は政務活動費を充てられない

2020年3月24日最高裁で判決確定
新政会約116万円　維新の会約25万円返還

大阪高裁判決（最高裁で確定）

- 議員の氏名、役職、プロフィール等の情報や写真といった議員個人情報は議員個人を紹介するものであり、調査研究等活動あるいはこれと合理的関連する行為には該当しない。
- 当該掲載部分が市政報告等事項の報告部分に付随して一体となっている場合には、政務活動費を認めるのが相当
- 判決文は全国市民オンブズマン連絡会議HP

新政会　会派広報紙　違法部分

維新の会広報紙　違法･合法部分

提訴後も違法広報紙　発行

地裁判決後も　類似の広報紙発行

地裁判決後発行

違法確定広報紙

悪質な広報紙を監査請求

- 2020.3.24最高裁判決後
- 維新の会広報紙のみ請求
- 確定判決より
  １人あたり面積大
- 2020.4　監査請求実施
- 監査中に請求放棄を期待

監査結果　約9万円返還勧告　6月19日通知

- 本年3月に確定した判決により判断
- 個人情報等の掲載が市政報告と付随して一体となっている場合はOK
- 本件は付随して一体とは言いがたい
- 市長は89591円を維新の会に返還させよ
- 最高裁決定を踏まえて、作成基準の検討を

監査結果に市議会から異例の意見

- 「所属議員、役職の紹介」は、会派発行者及び議会での所属委員会等を示すことにより、合理的関連性があると判断

（市政報告と一体と判断？）

- 写真の大きさやプロフィール等について客観的に見て過度ではないとの判断
- 今も判断は変わりはない
- 監査委員と本市議会では「議員個人の氏名、写真、プロフィール」の捉え方に相違があることを理解して欲しい

市長の対応は

監査委員の返還勧告

拒否

勧告内容と措置内容が異なる理由

- 当該会派以外の会派が発行した広報紙においても問題が生じている
- 監査委員の判断と市議会の総意はどちらも尊重すべきもの
- 維新13号は市議会で確認された運用マニュアルにのっとり発行
- 他会派を含め会派広報紙は一定改善
- 仮に維新13号について住民訴訟が提起された場合、必ずしも同じ結果になるとは断言しがたい
- 違法性が認められる可能性はあるが、違法の疑いがあると思われる部分の紙面に占める割合が限定的になっている
- それらの会派広報紙は判決確定前に発行されたもの

監査勧告に対する市の意見

- 確定した高裁判決、監査結果の趣旨を踏まえ、明確な基準を新たに設けること
- その基準の考え方と運用の徹底について、議会として市民への説明責任を果たすこと
- 基準に照らしての個別会派広報紙の判断や基準の見直し等について市議会の独立性が尊重されるべき

- 監査委員の勧告拒否は、明らかな市長の義務違反
- 勧告拒否は、監査委員の権限を弱め、市のガバナンスが低下
- 勧告拒否は、広報紙の見直しについて、議会に一定のフリーハンドを与え、マイナス影響を与える
- 維新の会報告紙　違法広報紙より写真、プロフィール等の１人当たりの面積が大きく、違法性を認識するレベル
- 他会派広報紙　ただちに違法とは断言出来ず、維新広報紙と容易に線引きが可能
- 市長は、監査委員の勧告に対し、十分な法的反論をしていない。

オンブズ尼崎市長に抗議文

市議会が考えていること

- **市長、市議会主張**　政務活動費100%支出していても、顔写真等小さければ問題ないとの判断。
- 政活費広報紙の見直しも、そこに誘導しようとしている。
- **オンブズ尼崎主張**　議員名、顔写真、プロフィールなどの個人情報は按分し、公費が入らないようにすべき。
- 100歩譲っても維新の会広報紙の写真、プロフィールは違法

他会派広報紙を確認

- 改めて監査請求した維新の会会派広報紙

他会派広報紙

あまがさき志誠の会

公明党

オンブズ尼崎　改めて監査請求

対象　全会派

高裁判決　違法もしくは違法可能性を含め全て返還請求

市政報告と一体ではない個人情報

返還請求額は約65万円

神戸市議会へも問題が波及

- 神戸市議会　広報紙のあり方を見直し中
- 按分を認める。
- 議会活動は紙面の3／4以上
- 顔写真等1／4以下

政活費広報紙代　チェックを！

- 全国でも同様の事例がたくさんある
- 広報紙代　全額返還を求めてもなかなか勝てない
- 名前、顔写真、プロフィール等の自己宣伝を認めず
  按分し、公費支出から外す
- その場合でも、顔写真等面積は1/6など一定の枠を
- 広報紙でアンケートなど市民の声を聞く仕組みを
- 是非、そんな視点でチェックしてみて下さい